

## 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	自治基本条例（案）の地域説明会
日 時	平成20年11月14日(金) 午後7時00分～午後9時00分
場 所	東中多世代交流センター
出席者	町民16名、議会議員7名(説明者：岩田議員、岩崎議員、出席：村上議員、和田議員、中村議員、佐川議員、米澤議員) 町民生活課長、町民生活自治推進班：北越主幹、谷口主査 合計26名
内 容	<p>1 開会 町民生活課長の司会により進行。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民生活課長から自治基本条例の取組みの概要を説明。</li> <li>・岩田議員から挨拶を行う。</li> <li>・町民生活課長から日程を説明。</li> </ul> <p>2 自治基本条例（案）の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治推進班主幹から説明。</li> <li>・岩田議員から第4章議会の条項について説明。</li> </ul> <p>3 質疑・意見交換（20時35分～21時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権ということで、総合計画も10年たてばいらぬとか、議会や町長も永田町になり得る可能性はある。そうならないためにも35条と36条が重要になると思うので、36条の数値などがどのように決まっているのか知りたい。</li> </ul> <p>町民生活課長： 35条は町民投票が実施できることを町として初めて規定しており、36条は町民投票の発議のルールについて規定している。1項は町民からの発議で50分の1、2項は議会からの発議で12分の1、3項は町長の発議で、いずれも地方自治法に規定されている数値である。町民投票に係る具体的な内容はその案件によって検討することから、別に条例で定めるよう規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の参加が一番のキーポイントと思う。いくら町で紙を配布したり、言葉で参加しろと言っても相当難しいと思う。一番重要なのが議員や公の人、職員で、住民の声を聞くこと、議員の活動をしっかりしてほしいと思う。パブリックコメントに6人から22件の意見とあり、パブリックコメントの体をなしていない。ペーパーを配って、きたものだけ意見としてあげても何にもならない。職員が足を使って意見を聞くことなど、住民の中に入って声を拾うことが大切。職員がしっかり入っていくことをしないと住民参加や意識改革につながらないと思う。子どもの頃から啓蒙していくことも大切と思う。</li> </ul> <p>町民生活課長： ご意見のとおり町民参加はキーポイントと思う。いきなり町民の人に参画してくださいと言ってもすぐには難しいと思う。前段として、町や議会の情報をしっかり出して、知っていただき興味を持ってもらうことから始</p>

まると思う。町や議会の動きを知ってもらうことで関心を持ってもらい、そこから少しずつ参加が始まる。情報共有と参画が繰り返されることで、一人でも多くの方が参画してもらい協働につながっていくと思う。広報も読んでもらえなければ意味はなく、情報共有したことになる。役場の努力も今まで足りないところであり、地域のニーズを聞き取ることが重要と思う。職員一人ひとりがこの条例を基に行動していきたいと思う。

岩田議員： この条例には情報の共有と住民の参加があり、ただいまこのテキストを配布して説明されても情報共有がどの程度図れたかという入口にしかなく、それを何とか情報共有にしていかなければならないのがこの条例である。住民参加においても、町の仕事で住民参加できるような具体的な内容を町民に示してきたことはほとんどないと思う。町民の知恵を借りて、互いに仕事を分かち合えるまちづくりになるには、町民の中に足を運んで、膝を付け合せて話し合わないと、そういうものは生れない。議会にも情報共有があり、今回は議員も参加し議会としても皆さんの考えを聞きたいと臨んでいる。議員個々で広報活動を行っており、議会としても広報活動できないか考えていきたい。今後もこのような機会を増やしていきたいと思う。

- ・町民参画が大事で大きな問題と思う。東中でイベントを行っても参加が少ない現状で残念。睦会にこの資料で説明しても理解してもらえないと思うし、この資料では棚に置かれてしまうので、簡素で分かりやすいものを考えてほしい。子どもにも分かりやすく理解できるものが必要と思う。議会の責務として、条文に遵守の言葉があるが子どもには難しいので分かりやすい言葉にしてはどうか。この条例は時代的には必要と思う。

町民生活課長： ご意見のとおり皆さんに分かりやすいものにしていくことが大切。条文に解説を加え、分かりやすい言葉で書くことを心がけてきた。200 ちょっとの条例の中で「ですます」調の表現を初めてとった。しかし、分かりづらいと不評の意見も受けている。この条例は出来て終わりではなく、出来てからが重要と考えており、今後もこのような説明会を考えていきたい。老人から子どもまで分かりやすいもの、ねらいなどを示したダイジェスト版を全戸に配布したいと思うし、子どもに分かりやすい説明のスライドも考えていきたい。条文の難しい言葉の表現も見直していきたい。

- ・21 年度の東中住民会への交付金が 6 万円近く減額となる。18 年度から徐々に減額していると聞いているが極端と思うので説明してほしい。

町民生活課長： 平成 19 年度から現在の交付金制度としている。平成 18 年度までは、各課で色々な補助金を出してきたが、住民会にとっては申請手続きなどの手間がかかり、補助金の縛りなどもあった。平成 19 年度からこれらをまとめ自由に使えるよう一括交付するための基準を見直してきたところ、減額になる住民会もあることから、19 と 20 年度の 2 年間は激変緩和の措置をとり、21 年度から計算どおりに交付することにしているのでご理解をお願いする。

- ・条例ができて予算編成に参加したい場合はどうなるのか。

<p>町民生活課長： 町として町民の参加を進めていきたいし、町民の権利として保障しているので、参加してもらう仕組みづくりを考えていきたい。予算審議の町民会議などに参加することも考えられる。予算に関しては議会の議決事項でもあり、どの段階で参加していただけるかは検討が必要。30条にある審議会への参加や会議の公開などは既に行っているもので活用してほしいと思う。</p> <p>4 閉会 (21時00分)</p>
---